

国家公安委员会・警察厅

国家公安委員会・警察庁における政策評価の結果及びこれらの政策への反映状況

(事前評価)

表1 規制を対象として評価を実施した政策

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/npa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果の政策への反映状況
1	ミニカーの積載の制限に係る規定の見直し (令和3年4月24日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の緩和を内容の一部とする「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和3年6月公布・施行)。</p>
2	小型特殊自動車の積載の制限に係る規定の見直し (令和3年4月24日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の緩和を内容の一部とする「道路交通法施行令及び予算決算及び会計令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和3年6月公布・施行)。</p>
3	旅客自動車教習所の制度の廃止 (令和3年11月5日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の拡充を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和4年1月公布、同年5月施行予定)。</p>
4	試験の一部免除に関する規定の整備 (令和3年11月5日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の拡充を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和4年1月公布、同年5月施行予定)。</p>
5	試験の一部免除に関する規定の見直し (令和3年11月5日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の緩和を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和4年1月公布、同年5月施行予定)。</p>
6	臨時適性検査を行うことができる場合の拡大 (令和3年11月5日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の拡充を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和4年1月公布、同年5月施行予定)。</p>
7	自動車の積載の制限の見直し (令和3年11月5日公表)	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の緩和を内容の一部とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定された (令和4年1月公布、同年5月施行予定)。</p>

8	停車及び駐車を禁止する場所の規制から除外する対象の拡大（令和4年3月4日公表）	<p><制度改正></p> <p>評価の結果を踏まえ、当該規制の新設、緩和等を内容の一部とする「道路交通法の一部を改正する法律案」を第208回通常国会へ提出した。</p>
9	安全運転管理者の選任義務の対象外となる自動車の使用者の範囲の拡大（令和4年3月4日公表）	
10	安全運転管理者を選任する自動車の使用者の義務等に係る規定の見直し（令和4年3月4日公表）	
11	遠隔操作型小型車の届出制度の新設（令和4年3月4日公表）	
12	遠隔操作型小型車の通行に関する義務の新設（令和4年3月4日公表）	
13	移動用小型車及び遠隔操作型小型車の標識の表示義務の新設（令和4年3月4日公表）	
14	特定自動運行に係る許可制度の新設（令和4年3月4日公表）	
15	特定小型原動機付自転車の自転車道の通行に係る規定の整備（令和4年3月4日公表）	
16	特例特定小型原動機付自転車の歩道又は路側帯の通行に係る規定の整備（令和4年3月4日公表）	
17	特定小型原動機付自転車の運転資格に係る規定の整備（令和4年3月4日公表）	
18	特定小型原動機付自転車の提供に係る規定の新設（令和4年3月4日公表）	
19	特定小型原動機付自転車の運転に関し違反を繰り返す者に対する講習の新設（令和4年3月4日公表）	
20	免許情報記録の抹消義務の新設（令和4年3月4日公表）	
21	処分未執行者に対する運転免許証の保管措置の廃止（令和4年3月4日公表）	
22	運転免許証の返納事由の追加（令和4年3月4日公表）	
23	自動車等の運転に関し法の罰則に触れる行為をした者に対する、運転免許証の保管に代わる警察官による出頭命令の新設（令和4年3月4日公表）	

24	運転免許証の携帯及び提示義務の緩和 (令和4年3月4日公表)	
25	免許情報記録個人番号カードのみ有する者であって一定の措置を講じたものに対する本籍等の変更届出義務の免除 (令和4年3月4日公表)	

(事後評価)

表2 目標管理型の政策評価を実施した政策(実績評価方式) (令和3年8月26日公表)

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/npa_h24.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	【基本目標 3 業績目標 2】 オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化	目標達成	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 特殊詐欺の捜査活動及び予防活動の強化を図るため、必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊詐欺に係る警告電話事業の実施に要する経費 令和4年度概算要求 (41百万円) (令和4年度予算案: 41百万円) ・ 広域知能犯捜査センター借上に要する経費 令和4年度概算要求 (54百万円) (令和4年度予算案: 54百万円) ・ 総合的な特殊詐欺対策の推進に要する経費 令和4年度概算要求 (51百万円) (令和4年度予算案: 51百万円) ・ 高齢者犯罪被害対策に要する経費 令和4年度概算要求 (50百万円) (令和4年度予算案: 50百万円) ・ 特殊詐欺の撲滅に向けた国民運動を展開するために必要な広報啓発に要する経費 令和4年度概算要求 (160百万円) (令和4年度予算案: 160百万円) <p><事前分析表の変更></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 評価結果を踏まえ、達成目標を変更することとした。
2	【基本目標 4 業績目標 1】 歩行者・自転車利用者の安全確保	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通ルールの遵守徹底を図るため、必要な経費を予算措置した。 <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター、チラシの印刷に要する経費 (No.3と同じ) 令和4年度概算要求 (4百万円) (令和4年度予算案: 4百万円) ・ 交通安全教育用映像資料の制作に要する経費 (No.3と

				<p>同じ)</p> <p>令和4年度概算要求 (5百万円)</p> <p>(令和4年度予算案: 5百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>○ 評価結果を踏まえ、達成目標、参考指標及び達成手段を変更することとした。</p>
3	<p>【基本目標 4 業績目標 2】</p> <p>運転者対策の推進</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>○ 交通ルールの遵守徹底を図るため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポスター、チラシの印刷に要する経費 (No.2と同じ) <p>令和4年度概算要求 (4百万円)</p> <p>(令和4年度予算案: 4百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全教育用映像資料の制作に要する経費 (No.2と同じ) <p>令和4年度概算要求 (5百万円)</p> <p>(令和4年度予算案: 5百万円)</p> <p>○ 悪質性・危険性・迷惑性の高い運転行為の取締りの強化のため、必要な経費を予算措置した。</p> <p>令和4年度概算要求 (368百万円)</p> <p>(令和4年度予算案: 368百万円)</p> <p>○ 高齢運転者による交通事故防止対策を推進するため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転技能検査対象者スクリーニング基準の分析に要する経費 <p>令和4年度概算要求: 1百万円</p> <p>(令和4年度予算案: 1百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>○ 評価結果を踏まえ、達成目標及び達成手段を変更することとした。</p>
4	<p>【基本目標 4 業績目標 3】</p> <p>道路交通環境の整備</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>○ 道路交通環境の整備を図るため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通安全施設等整備事業に要する経費 <p>令和4年度概算要求 (18,767百万円)</p> <p>(令和4年度予算案: 17,830百万円)</p> <p>令和3年度補正予算 (第1号) (630百万円)</p> <p><事前分析表の変更></p> <p>○ 評価結果を踏まえ、達成目標及び測定指標を変更することとした。</p>
5	<p>【基本目標 6 業績目標 1】</p> <p>犯罪被害者等に</p>	進展が大きい	引き続き推進	<p><運用改善></p> <p>○ 仮給付制度の効果的な運用その他の犯罪被害給付制度の運用改善、同制度の関係機関への周知徹底、犯罪被害</p>

	対する経済的支援・精神的支援等総合的な支援の充実			<p>者等への教示等について都道府県警察を指導した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 全国警務関係課長等会議（令和3年11月16日開催）等 <p><事前分析表の変更></p> <p>○ 評価結果を踏まえ、参考指標に新たな項目を追加することとした。</p>
6	<p>【基本目標 7 業績目標 1】</p> <p>サイバーセキュリティの確保とサイバー犯罪・サイバー攻撃の抑止</p>	相当程度進展あり	引き続き推進	<p><予算要求></p> <p>○ サイバー犯罪の取締り、サイバー攻撃対策等を推進するため、必要な経費を予算措置した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対処能力の向上に要する経費 令和4年度概算要求（3,613百万円） （令和4年度予算案：2,752百万円） ・ 人的基盤の強化及び研究の推進に要する経費 令和4年度概算要求（1,097百万円） （令和4年度予算案：691百万円） ・ 官民連携及び国際連携の推進に要する経費 令和4年度概算要求（349百万円） （令和4年度予算案：349百万円） <p><機構・定員要求></p> <p>○ サイバー警察局及び関東管区警察局サイバー特別捜査隊の新設を要求し、容認された。</p> <p>○ サイバー空間の脅威への対処能力の強化のための警察庁職員を増員要求し、容認された。</p>

表3 規制を対象として評価を実施した政策（令和3年8月26日公表）

政策ごとの評価結果については、政策評価ポータルサイト

(https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/seisaku_n/portal/index/kisei/npa.html) 参照

No.	政策の名称	政策評価の結果	反映状況	政策評価の結果の政策への反映状況
1	年少射撃資格者の年齢要件の緩和	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<p><引き続き推進></p> <p>評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。</p>
2	練習射撃場制度の拡充	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<p><引き続き推進></p> <p>評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。</p>
3	災害による猟銃の亡失者等に係る技能検定等の免除	必要性及び有効性が認められる	引き続き推進	<p><引き続き推進></p> <p>評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用することとした。</p>

4	特定遊興飲食店 営業に係る許可 制の新設	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
5	ダンスホール等 に係る規制の廃 止	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
6	臨時認知機能検 査及び臨時高齢 者講習の導入	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
7	臨時適性検査の 対象拡大等	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
8	準中型自動車免 許の新設	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
9	準中型自動車免 許に係る再試験 制度等の導入	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
10	運転免許の仮停 止の対象の拡大	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
11	特定事業者が取 引時確認を行わ なければならない取引の追加	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。
12	外国において重 要な公的地位を 有する者及びこ れらの者であつ た者並びにこれ らの者の家族と の取引等の際の 厳格な顧客管理 の実施について の規定の整備	必要性及 び有効性 が認めら れる	引き続き 推進	<引き続き推進> 評価の結果を踏まえ、本政策を引き続き適切に運用するこ ととした。